

## 不妊に悩む方への特定治療支援費補助 Q&A (R3.1.1改正)

Q1. 不妊に悩む方への特定治療支援費の補助の拡充は、いつの治療が対象となりますか。

A1. 令和3年1月1日以降に治療が終了した方が対象となります。新しい申請用紙を使用してください。ただし、しばらくの間は旧申請用紙でも受付が可能です。  
※令和2年12月31日までに治療を終了した方については、今回の拡充の対象外です。

Q2. 拡充された内容は何か。

A2. ①対象者の拡充

法律婚の夫婦に加え、事実婚の夫婦も対象になります。

※事実婚の場合、別途住民票と申立書の提出が必要です。

②助成回数の変更

- ・初めて助成を受けた際の治療開始の妻の年齢が40歳未満の場合は1子ごと6回、40歳以上43歳未満の場合は1子ごと3回までに変更となります。(助成制度を利用して不妊治療を受け出生に至った場合、または妊娠12週以降に死産に至った場合)

※第2子以降の助成回数の上限(40歳未満は6回、40歳から43歳未満は3回)については、助成制度を利用して出生に至った以降に、初めて治療を開始する際における妻の年齢になります。

③補助額の上乗せ

- ・移植の目的が立たず治療を終了した場合および異常受精等により中止した場合(受診等証明書のD・Eに該当)に対して、上限15万円から上限30万円へ拡充します。
- ・以前に凍結した胚による胚移植を実施した場合および採卵したが卵が得られない等により治療を終了した場合(受診証明書のC・Fに該当)に対して、上限7万5千円から上限10万円へ拡充します。
- ・男性不妊治療の補助額を上限15万円から上限30万円へ拡充します。

※受診等証明書のA・Bに該当する新鮮胚移植・採卵から凍結胚移植に至る一連の治療をされた場合については、現行通り初回45万円、2回目以降30万円となります。

Q3. 所得額の証明書類は必要ですか。

A3. 令和2年度(令和3年3月31日まで)に申請をされる場合、令和2年1月1日

以降に豊橋市へ転入した方のみ、令和元年度分の源泉徴収票もしくは課税証明書の提出が必要です。(令和3年4月1日以降に申請の方は必要ありません)

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで				採精(夫)	胚移植						助成対象範囲	
	(自然周期で 薬品投与 行う場合 もあり)	(自然周期 薬品投与 (注射) 行う場合 もあり)	採卵	1日		新鮮胚移植		凍結胚移植					
						胚移植	黄体期補充療法	胚移植	黄体期補充療法	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	胚凍結	7~10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施												助成対象
B	凍結胚移植を実施*												
C	以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施												
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止												

\* B: 採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

\* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

改正後(令和3年1月1日治療終了分~)

	補助金額 (上限)	初回補助金額 (上限)
A	30万円	45万円
B	30万円	45万円
C	10万円	初回上乗せなし
D	30万円	初回上乗せなし
E	30万円	初回上乗せなし
F	10万円	初回上乗せなし

改正前(令和2年12月31日治療終了分まで)

	補助金額 (上限)	初回補助金額 (上限)
A	30万円	45万円
B	30万円	45万円
C	7万5千円	初回上乗せなし
D	15万円	30万円
E	15万円	30万円
F	7万5千円	初回上乗せなし